

委員会活動報告

中央大学法曹会法職教育検討委員会



委員長 市川 照己

一、はじめに

中央大学の司法試験合格者の減少傾向と、法学部学生の質の低下傾向等を危惧する会員の声の結晶として、中央大学に昭和五八年二月「法職講座運営委員会」が設置されたことに対応して、当法曹会においても、同年七月当委員会が発足し、早くもこゝに満四年目を迎えようとしている。そしてこの間、当法曹会は同運営委員会をバックアップするための諸活動を展開し、殊に前年度の当法曹会執行部は、昭和六〇年五月一三日付をもって、中央大学理事長並に中央大学学長に対し「中央大学法職教育の強化充実に関する意見書」と題する意見書を提出し、①法学部法律学科に「法職専門コース」を新設すること、②法職講座をより一層強化充実すること、③大学会館において卒業生を対象とした法職講座を開設すること、の三つの事項を建言し、併せてこれが早期実現化への実践活動を次年度執行部の課題とされた。

二、活動の基本方針

前述の経緯に鑑み、本年度（昭和六〇年及び同六一年度）における当委員会の活動目標は、右意見書に基づく建

言の実現化に向けて、迅速かつ実践的な運動を展開するため、第一回委員会においてこのことを確認し、活動の基本方針として決定した。

尤も、この三つの建言事項のうち、①法職専門コースの新設と、②大学会館を使用して法職講座を開設する問題とは、大学の「正規の講義」との整合性の問題等が伏在し、これを早期に実現することは困難な実情が窺知されたので、本年度はまず「法職講座」の強化充実に向けての活動を手がけることにした。

三、審議及び活動の状況

当委員会は、右の基本方針に基づき、昭和六〇年一月から今日までに一五回にわたり委員会を開催して、これが具体的方策を検討する傍ら、「法職講座運営委員会」との間でも四回に及ぶいわゆる「懇談会」形式の協議会等を持ち右提言の早期実現化に向けて努力を傾注した。その概況を略述すると、(1)昭和六〇年一月二五日及び二月二一日の両日にわたり多摩校舎において、同運営委員会主催の学研連及び当法曹会を含むいわゆる「三者」の「法職講座に関する懇談会」が開催され、その席上に同運営委員会が策定した「昭和六一年度の法職講座案」が提示されたので、当法曹会は、坂本幹事長外多数の委員から右意見書をベースにした建設的な提言をした。しかしその後と同運営委員会が公表した昭和六一年度の法職講座のカリキュラムによれば、当法曹会の要望事項が十分に参酌されておらず、殊に右意見書で最も重視していた「基礎理論講座」を廃止して「入門講座コース」の受講者は、次の段階として「講義・答練コース」を受講する仕組みに改組されていた。当委員会は事態を重視し直ちに二回にわたる委員会を開催して、この問題を慎重検討した結果、すみやかに「三者」の懇談会を開催して同運営委員会の真意等をただと共に、次年度からは同運営委員会が「法職講座案」を策定される以前に、同運営委員会との間に懇談会を持ち、互に他意腹藏のない意見を交換して理解を深めたいと右要望事項の実現化を図ることが、最も適策であるとの意見の一致をみた。(2)そこで当委員会は、昭和六一年三月及び四月に開催した委員会に学研連委員長等

を招き、これが意向をもたしたところ同意、協力が得られたので直ちに同運営委員会側と交渉し、同年七月二日第二東京弁護士会館において、はじめて当法曹会主催による「懇談会」を開催することができた。この懇談会には同運営委員会の木内委員長及び永井教授が出席され、学研連も含め総勢三〇名の参加を得て、主として昭和六一年度の法職講座の内容について、約二時間半にわたって忌憚のない質疑や意見を交換し、この懇談会により昭和六一年度に改組した「講義・答練コース」のうち「講義」の内容は、従来の基礎理論講座の講義と全く同質のものであること、及び法職講座としては「入門講座コース」「講義・答練コース」との中間にいわば両者の橋渡し役を果たすため、少なくとも基本必須科目と云われる「憲法・民法・刑法」の三科目についての基礎理論的な講座を設けることが必要であること等が確認された。しかし他方これを実現するためには、「正規の講義」との整合性等に問題があるため、同運営委員会が独自に提唱することには困難な実情にあり、むしろ当法曹会側より積極的に建言すべきであるとの感触を得た。(3)そのため当委員会は、その後に開催した委員会において、同運営委員会に対し如何なる内容の提言をすべきかについて審議したところ、大勢は、まず委員各自が法職講座の講義等を見学、検証して実態を把握することが先決であるとの結論に達したので、当委員会は、同年九月一六日から同月二六日までの間に、多摩校舎で開催中の「講義・答練コース」(民法)と、都心(本学理工学部)で実施中の「都心演習講座」(民訴)の講義を視察し、それが感想等を同年一〇月に開催した委員会で集約したところ、これらの講義等は極めて充実した秀れたものであり、司法試験受験生にとって必須、不可欠な講義であると評価された。(4)また当委員会は、この講義の視察と併行して同運営委員会に対し、「昭和六二年年度の法職講座のカリキュラム」の編成について、いわゆる事前協議を申出し、同年一月一九日第二東京弁護士会館において約三時間にわたり「三者」による懇談会を開催した。懇談会には、前記木内委員長が出席され、学研連を含め総勢二五名の参加を得て、主として同運営委員会から提示された「昭和六二年年度の法職講座案のカリキュラム」の骨子について協議を重ねた。昭和六二年年度の法職

講座案によると、さきに当法曹会からしばしば要望してきた「入門講座コース」と「講義・答練コース」との中間に前記基本必須科目についての基礎理論講座を「入門講座コース」に組み入れて開設する企画が策定されていた。すなわち従来は四月から七月の間に実施していた「入門講座コース」の講座を、昭和六二年度には、「前期入門講座コース」（五月から六月の間に実施）と、「後期入門講座コース」（一〇月から十一月の間に実施）に分け、「前期入門講座」では従来どおりの講義を行うが、「後期入門講座」では、前記基本必須科目の専門講座を開設して「講義・答練コース」への橋渡し役を果させることに改組し、吾々の要望事項を実質的に組み入れるはこびとなった。

なお、この外にも次年度には、多摩校舎に「法職無料相談室」の設置、或いは「特別講演会」の開講等が準備計画されており、右意見書に基づく当法曹会の要望事項は、漸次着実に実現化への道を辿っていると申すも過言ではない進展をみている。

四、結びとして

紙幅の都合で特記事項のみを報告することにとどめたが、終りに戦後の学制改革の下での法学部教育は直接に法曹の養成を目的としていないとの意見まである厳しい環境の中で、法職講座運営委員会に携わる木内委員長をはじめとする諸先生方の、今日までの眞摯なご努力にはひたすら頭の下がる思いである。

吾々会員は勿論のこと学研連も、この「法職講座」について更に一層の理解を深めると共に同運営委員会に対し旧に倍する強力な支援を送り本学に一日も早く司法試験合格者数第一位の栄光を取り戻して、先生方のご誠意に応えなければならないことを附言して結びの辞とする。

遺留分はこれでよいか

外村 隆

信託銀行が遺言信託というものを始めて、その宣伝をされたおかげもあって、テレビや新聞が遺言を取り上げることが多くなり、遺言ゲームと言われるようになった。大変結構なことながら、今迄公証人も役場にパンフレットなどを置いて啓蒙宣伝をしてきたつもりでいたが、大した反響もなかったことを思えば、資本力の強さを痛感させられた。

その資本の力が、土地の価格をぐんぐん引きあげ、それが遺産争いをふやし、いやもおうもなく遺言でも作らなければという状態を作り出していることは恐ろしくもある。家族の生活の安定と保障のために、営々と築き上げた財産が、争いの対象となり、家族の絆をこわすようになっては、こんな情ないことはない。

ついでには、今の相続法が、法の庶幾した機能を果しているであろうか。相続が家督相続中心であった戦前には、金持のための制度と言われていたが、遺産相続中心に改められた現行法が、今の社会で多数をしめる中流階級の相続に、対すしてみたと、遺言者の気

持を生かし、相続人のためになる適用ができているか、特に遺留分のきめ方についてみてみたい。

右の趣旨から、ここでは公証人役場を通じてみられる、都市の中堅層を形成する家庭の問題を要約して紹介する。この階層は、夫婦で永年苦勞して、現在の住居（土地付一戸建、或はマンション）に安住し、これを唯一の不動産としている人達である。

東京都内の遺言者の八十%以上は、六十才以上であるが、そのうち男子の遺言の目的は、

- ① 死後配偶者の生活の安定を図っておきたい。
 - ② 商店主、小工場主は、後継者（長男とは限らない）に営業の継続ができるようにしておきたい。
 - ③ 身体又は心神障害者の子の将来を守ってやりたい。
- というのが非常に多い。ついては、主な不動産を特定人の残したいが、死後相続人間で文句の出ないよう、争いの起らぬよう遺言を作って欲しいということになる。

右の場合、必然的に遺留分の侵害を伴う場合が多く、現行法では遺留分権利者の譲歩、抑制に期待せざるを得ない。しかしながら、このような遺言者の家族には、極道の子供がいたり、娘の婿が事業不振であったりする例がすくなくない。ここでは取敢ず、妻にだけ考えてみると、戦後、家督相続制度が廃止さ

れて、妻の相続分が認められ、それも昭和五六年から二分の一となったのは、男女平等の原理に立つとともに、妻の保護という政策的考慮もあるのである。大体子供がそれぞれ一人前になっていて、母親は老年、年金のほか無収入、子供らは別居、引取りたがらないとすれば、そういう子供達に、母親の住居の安定を犠牲にしてまで、遺留分を認める必要があるのだろうか。国の体制は異にするが、中国が一九八五年一〇月から施行した相続法では、労働能力を欠く者、生活力のない者にのみ遺留分を認めていることは参考にならないであろうか、（英、米では遺留分制度はない）。

右の提案が容れられないとしても、遺産分割の禁止期間を五年とせず、遺言者の指定した者（例えば妻）の生存中は、その同意がない限り分割できず、かつての使用収益権を妨げることができないと改めることによって、妻や障害者の生活保護に資するのではあるまいか。

次に、女性の遺言者は、東京都内では、男性と略同数である。これは、妻が遺産を相続し、その際相続人間の争いを経験していたり、独身で身寄りの少ない女性がふえていたためと思われる。

女性の遺言目的のなかで、遺留分制度と関連のある問題をあげると、夫の遺産が、長男や、家業の後継者

に多く配分されている場合、独身や、出戻りで自分の生活の面倒をみてくれた娘に多くの遺産を与え、その労に酬いると共に、夫の遺産配分の不公平を、修正する遺贈を考える例が屡ある。情理上誠に自然な発想であって、夫の財産が、夫婦共同の財産とみられるならば、両親からの相続分を合算して、遺留分相当額を相続している相続人は、母親からの相続分が少ないからと、請求することはできないとしたものである。

相続及び遺言については、まだまだ問題があるが、ここでは、公平と弱者保護の発想に立った遺留分制度が、逆のブレイキになっている例をあげてみた次第である。

アイルランドの憲法改正問題

— 国民投票は婚姻解消を許すような

改正を否決。 —

鈴 木 秀 雄

はしがき

IBA (International Bar Association) 理事会が昨年五月二四日アイルランド共和国のダブリンで開かれた。出席の準備をしていたら出発も間近になってきたころ、離婚を禁止しているアイルランドの憲法改正案が議会で討議されていることが新聞にでていた。

これは面白いとロンドンに着いたときから新聞に注意していたが、いよいよダブリンに着いて現地の新聞を見ると賛否双方の立場の団体が活発な運動を展開していることが報道されている。新聞紙上では連日賛成反対の記事でいっぱいであった。結局この改正案は議會は通過したが六月二六日に国民投票で否決された。このことは我が国の新聞でも報道され、ジュリストにも解説されている（読売昭和六年六月二八日（土）朝刊、日経同年六月二八日（土）夕刊）（ジュリスト八六七号七八ページ）。しかしこの問題はまだ終わらず、遠くない将来に再び憲法改正問題が国民一般の討議の対象になると思われる。そこで現行憲法の条文と改正案並びに賛否の意見を概括的に紹介してみたい。

一、当初、憲法は英国から独立を獲得した一九二二年にアイルランド自由国憲法として制定され、一九三七年のアイルランド共和国憲法第四八条により廃止されたが新憲法第五〇条により旧憲法にもとづく法律は引き続き有効とされている。また政府の正当性も第四九条に明記されている。憲法をはじめ法律は全部英語とゲール語（アイルランド語）をもって書かれている。

改正案は正式には憲法第一〇条改正案一九八六年という（憲法はその第四六条により改正出来る）。政府が改正を提案しているのは第四一条である。同条はア

イルランドの宗教的、社会的、文化的基礎のもとに制定されたので、家庭を社会の本来の主要な基本的単位の集団にして、すべての実定法に優先する、譲渡もできず消滅することのない権利を保持する道德的団体であることを明言し、第三項二号で婚姻解消（*dissolution of marriage*）許すことを規定する法律はこれを制定してはならないと明記する。

これに対して政府の憲法改正提案（両院を通過している）は次のとおりである。即ち、裁判所は 1、婚姻が破綻していること 2、破綻の期間が少なくとも五年間継続しているか五年に達したこと 3、婚姻当事者の間に和解の合理的可能性がないこと 4、法の規定する他の条件が充足されていること、が認められるときには、扶養される配偶者及び子のための生活状態に關し適切な用意がなされるならば、法に従って婚姻解消を許可することができるといふものである。

同時に妻が夫と別の独立した住所を持つことができること及び外国離婚の承認に関する法律の改正案も用意されていた。この住所（*domicile*）は我が国の住所の概念とは異なる。

二、ところでアイルランド共和国では離婚は許容されていないが、婚姻無効法がある。アイルランドがイギリスの支配下にあった当時の一八七〇年に制定された

婚姻訴訟（アイルランド）改正法により一八七一年婚姻訴訟裁判所が設立されそれまで宗教裁判所が有していた婚姻事件に関する管轄権はこの新しい裁判所に移された。しかし一〇〇年を経てこの制度につき改革の要請が強くなった。時代の進展につれ婚姻無効の制度だけでは救済を与えることができなくなったことが制度改正ひいてはそのための憲法改正の必要性といわれている。

一九七六年に法務長官は「アイルランドにおける（婚姻）無効法」という数十ページの小冊子を刊行し、その中で一八七一年以来の裁判の経験から改革の必要性を訴えている。また同年から家族法改正が行なわれている。その一は一九七六年法律第一一号（配偶者及び子の扶養）家族法であって、配偶者（夫）が扶養されている配偶者（妻）のため合理的な扶養をしない一定の場合に、裁判所の一定の命令のもとに使用主が使用人の収入から控除し、直接その配偶者（妻）が支払を受けることができるようにするため規定を定める。

また同年法律第二七号家族の住家保護法を制定した。同法により、裁判所は一方配偶者の申立により、家屋のみならず家族の住宅にある家財の処分を禁止することもできる。更に一九八一年法律第二一号（配偶

者及び子の保護）家族法は他方配偶者の行動により安全と福祉のために必要とされる配偶者及び子の保護のため更に規定を設けている。同法により裁判所は一方配偶者の申立により当該配偶者又は子の安全又は福祉がそうすることを必要と信ずる合理的理由があるときは禁止命令により他方配偶者に対し申立配偶者と子の居住している場所から退去することを命じたり、そこに立入ることを禁止したりできることを定めた。

また一九八一年法律第二二号家族法は婚約者間の贈与について婚約解消の場合の効果などを定めた。

三、その後のことはまだよく判らないが一九八〇年には離婚行動グループ（Divorce Action Group）という活動団体が結成されて行動を開始したようである。

その委員長 John O'Connor はアイルランドにおける婚姻の社会的改革という題の小冊子を発行して改革の必要を訴え、婚姻解消の実現に向けて大衆キャンペーンを始めた。右小冊子の終りには一ポンドでこの小冊子を手する方法まで記されている。これに対しトリニティカレッジや外国の大学の教授なども勤め家族法のエキスパートといわれる William Binchy が一九八四年に「離婚が回答か」という、法律家らしい論文を発行し破綻主義に基づく無責離婚 no-fault divorce に移行した各国の例をあげて論じ、離婚制度導入に消

極的見解を示している。一九八五年に入ると宗教、哲学、倫理などを研究している Joseph McCarroll が、婚姻か離婚か、という題で、なぜ婚姻は終生のものなのか詳細に論じ、アイルランドの人民が国民投票で憲法の離婚禁止条項を除くことに投票するならば重大な団体的政治的不正行為を犯し、婚姻と家族に対し、人間に対し、無責任、無謀なことを行うものだ、と論じている。

四、このような白熱した実証的、実務的かつ歴史的、宗教的、哲学的な各方面の議論などを背景にしながら議会は法案を通過させたようである。

昨年五月二五日のサンディプレス紙によると六月二六日の離婚についての国民投票を求める憲法改正法案は三六時間に及ぶ三日間のマラソン討議の後に五月二四日上院を通過した。司法大臣アラン・デュークは討議を終るに当り、社会福祉受益者に彼等の権利が離婚により不利に影響されないよう必要な変更がなされると保証した。

しかし六月二六日の国民投票を一か月後に控えて離婚行動グループと反対派のキャンペーンは激しかった。前記サンディプレス紙にはこのような離婚を許容するための憲法改正に反対する長文の投書がいくつか寄せられカソリックの司祭もその立場から反対の論稿

を寄せている。しかし離婚に肯定的な北アイルランドの宗教家の論文も載せられている。

五月二六日のザ・アイリッシュタイムス紙は市民の自由のためのアイルランド協議会のセミナーでダブリンのトリニティカレッジの主席講師ウィリアム・ダンカンが離婚反対グループのいうことは欺まんだと非難し両親が離婚しても子が嫡出子であることに変わりはないと語ったという。同紙は社会福祉法のもとで女性別居し遺棄されながら婚姻関係にあるのより離婚したのちに資格につきより不利にならないよう政府が決定したとスプリング副首相が語った旨報じている。同紙で北アイルランドのベルファストにあるカソリック結婚相談評議会のジム・ミーハンは離婚許可に理解ある態度を示している。更に翌二七日の同紙でモニカ・バーンズ夫人は離婚行動グループの会合で配偶者及び子のための法律的、経済的規定は現在の法的状態よりも一層大きい保護が与えられると語っている。

しかし閣内にも反対者がいるのであり、同紙は閣内で反対の立場を明らかにしている現職の教育大臣クニー氏がロングフォードにおいて開かれた離婚反対グループの会合で国民投票では否決の方に投票するように要請していると報じている。

五、ともかく国会を通過した政府の憲法改正案は昨年

の国民投票で否決された。しかしアイルランド共和国では回復し難いほどに破綻した婚姻関係で、推定七万人が遺棄され、別居して、再婚もできず新しい伴侶との間に嫡出の子を持つことも出来ないと言われている。

同国の全人口が約四〇〇万人とのことであるから、成人の人口を考えるとこの七万人というのは相当大きな比率であることが判る。

人間生活の根元にかかわるこの問題について同国では今後まだ当分の間論議が続くことと思われる。

以 上

ゴルフの誤解と錯覚

——上達への出発点——

中 村 茂八郎

ゴルフについて何か面白い話を書けという編集委員の注文ですが、ゴルフの面白さは、仕事と同じで、自分が努力する中で自分で感じるものだ、という惟いの中で、己の生活の一環としてゴルフというスポーツを把え、他のプレイヤーとの関わりや勝ち負けというもの、人間の関わり合う生活場面での事象として、私

自身が愉快にプレーすることを考えている者にとって、ゴルフだけが生活とは別の特に面白いものとも思えません。却って、ゴルフを通じて人間の弱さ脆さを識る恐怖の方が面白い。しかし、裏話を書くには若すぎます。そこで、極めて当り前のことが上達にとって重要なのだという面から、ゴルフの上達にとって重要なのだという面から、ゴルフの上達に最も害のある基礎的な誤解と錯覚について、チョット真面目に考えてみることにしましたので、到底面白い話にはなりそうもありませんが、本当に上達を願っている初心の人にとって効果的な練習のキッカケでもなればと思います。

一、誤解の源泉

何事においても、およそ物事に通ずるというためには試行錯誤の繰り返しは避けられないようですが、特にゴルフではその傾向が誠に顕著であるように思えます。言い換えれば、考えずに漫然し無駄な努力を繰り返している人が多いということなのでしょうが？

勿論、誤解は何事にもありますが、如何に考えていても前提に誤りがあれば誤解が誤解を産むことは当然ですし、その結果救い難い状況を迎えてしまうことはよくある話のようです。私とて同じことです。

そもそも、地上にある物体をそのまゝ移動させると

いうことは、地上を移動させるか、空中に持ち上げて或は浮かせて運ぶ以外に方法はないようです。空中に浮かす力は最少限度重力を超える垂直方向の力が必要で、すし、地上を移動させるためには、物体と地面との摩擦を超える水平方向の力を物体に与えなければならぬのは自明のことですが、人間が立ったまゝでその作業をするというところにゴルフの誤解の出発点があるようです。

ゴルフゲームでボールを「持ち上げる」ことができないのは一定の場合に限られます。あるがまゝの状態では、ルール上許された道具を使って、移動させるという作業の中でのみボールが空中に浮くということ以外には、決して許されていないということ自体がゴルフゲームにとって本質的な部分だからなのです。

従って、ティーグラウンドからホールに向ってボールを運び、カップインの快音を聞くためには、まずボールをホールに向けて始動させなければなりません、そのためにプレイヤーが許されている行為は、クラブという道具を使うということだけなのです。このことの重大さを認識することなしにゴルフが成り立たないことぐらい誰でも知っていることです。

ところが、そのことが余りにも当然のことであるためか、上達の遅い人の中には、その意味を考えている

人が少いのではないかと思うのです。

二、誤解からの脱出

殆ど直立した人間が、道具を使って地面の上にあるボールを動かすということの持つ意味の理解は、地上のボールを上方から叩くという動作が、プレイヤーにとって避けることの出来ないことなのだ、ということはどう考えるかということから、出発します。

ルール上の例外を除き、ボールはあるがまゝの状態では、クラブのストロークによってのみ移動可能であり（ゴルフルールの基本原則）しかも少いストロークでホールインすることが勝利への前提です。言い換えれば「地上の」ボールをクラブのストロークで最も遠くへ飛ばすことから始めなければならないのです。そこに第一の迷路の入口が口を開けて待っているのです。

人間が地上に立ってボールを動かす以上、その身体は足の裏以外は（斜面は別として）ボールより上にある、クラブを持つ腕も身体の上部についているという必然があります。このことは、クラブによるストロークにはボールを上から叩く要素が不可欠のものとして求められているということです。その現実の自覚が誤解からの脱出の前提なのです。

ところが、物理の常識からいうと、ボールを遠くへ飛ばすためには、地上を転がすより空中を飛ばすこと

の方が効果的であることは当然のことですので、この常識が『ボールを打ち上げる』という抜き難い誤解を生み、迷路の奥へ誘うのです。

それでは、殆ど直立した人間が、クラブを使ってボールを動かすということはどういうことなのでしょう。殆ど直立した人間が、ボールを叩くことによって、ボールを空中に浮かすための垂直方向の力をボールに与えることが、果して可能なのでしょうか？

人間が、クラブを使って最大の力をボールに与える方法は、突く、引くは論外として、水平方向に振り廻すか、振り上げ或は振り降ろすことだと思いますが、遠くへ運ぶ（飛ばす）というためには、上から叩く、即ち振り降ろすという垂直方向で下へ向けた動きは、本来矛盾の筈です。かといって垂直方向に上に向けて振り上げることが「地上にある」ボールを動かすための動作として不可能であることも自明です。そして、振り廻すという水平方向の力がなければボールが遠くへ離れて行く筈もないことも道理です。

従って、直立に近い人間がクラブを使って地上のボールを飛ばすということが、振り廻すという水平方向の力によって一応可能だとしても、ボールを垂直方向に上げる力を加えるということでは決してあり得ないということなのです。

つまり、地上のボールを空中に上げることは、直立した人間としては如何なる名手たりとも、到底不可能だということを知るべきなのです。このことが自覚されれば、ボールを遠くへ飛ばすために人間のなすべきことと出来ることとの中味が、ボールに水平方向の力を与えること以上でも以下でもないということが理解される筈です。

結局、ボールを空中に上げるのは貴方ではないのです。

では、ボールを空中に上げる力はどこから来るのか、結論からいえば、クラブフェースのロフト（仰角）以外の何物でもありません。ボールの回転や空気抵抗の問題はロフトあつてのことなのです。人間にはボールを上げる責任も義務もないのです。ひたすらボールの方向に向けてボールに水平方向に力を加えて打ち出してやればよいのです。ボールを上げる努力程ナシセンスなものはないという自覚がゴルフを簡単なものにする第一歩なのです。

三、ゴルフ動作の日常性と錯覚

ところで、この地上のボールに水平方向の力を加えるということが、またまた大変なことなのです。再三述べていますが、人間は地上に殆んど直立してプレーします。そのことは人間の身体構造（骨格の仕組み）

からして、縦と横の力を合成するという複雑な作業が要求されます。つまり、直立した人間が道具を振り回す場合、剣道のお面を打つように垂直に振り降ろすことは大変自然であり、野球のバットを振るように水平方向に振ることも比較的容易です。しかし、地上のボールを遠くへ飛ばすために立っている人間が叩くには、垂直でも水平でもない斜めに振り降ろす以外には方法ありませんし、人間の両腕が両肩からそれぞれ別個にしかも等長でついている以上、身体を回転させることなしに水平方向の振りも困難です。まして足は二本だけで地上の身体を支えますから、身体を回転させるといつても、両方の足に身体的全重量がかかる状態では、上体をひねる以上のことは出来ません。それでもゴルフは身体を回転させて大きなスウィングによってボールに大きな力を加えなければ良い結果に結びつきません。

このようにみてきますと、一見、ゴルフがなんとも吾々の日常生活の一般的動作とかけ離れたものを要求しているかのように思えます。つまり、日常殆ど使用しない身体の使い方が求められていることをどう受けとめるかということです。ところが一方で筋肉も関節も、そのような使い慣れない使い方の中で、無理をしたがらないという潜在的なもう一つの欲求というか、

日常的な動きに戻りたいという強い傾向があります。そこに一層の練習という第二の迷路があるのです。つまり、ゴルフの動作は、日常動作とは違った特別の「フォーム」造りという「特別の訓練」の中でのみ作られるという錯覚に陥ることです。

しかし、日常的でない動作というのは、慣れていないということにすぎません。慣れない動作に慣れるということは、繰返すということによって一応可能ですが、それにしても特別な新しいものを採り入れるという意識は、百害あって一利なしです。所詮は人間の可能な身体的動作の範囲内でのことなのです。従って、最も楽な方法は最も自分の身体に合った無理のない方法である筈だと信ずることの方が有効だと思えます。但しこれには慣れない筋肉や関節の動きを日常的なものと同じ感覚で動かせるように慣らす努力が必要なのは当然であります。しかし、それとても、食事をとるときに箸の操作や、歩くときの両足の動作を考えれば誰でも無意識の筈ですが、そのための繰り返しがどれ程の数と時を費したかを思い起せば特別のことではない筈です。練習を「特別な新しいもの」と思うのは錯覚以外の何物でもないと思います。この認識を持つだけで練習は愉しい自己開発となる筈です。

四、ゴルフの練習について

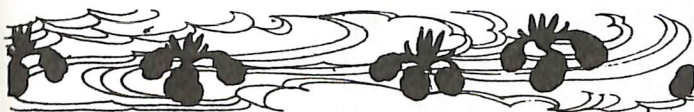
私のいささか固い言い廻しにウンザリしている向きもありましょうが、この当り前ことを繰り返すという意識がゴルフの上達のために必須なのです。誤解から抜け出し錯覚からさめて、ゴルフとても他のスポーツと同様に合理的に扱えなければならぬ筈のものなのに、何か特別なものをやっているような安易な自惚れの中に浸って、本来のスポーツ性を忘れていたとしたら、低迷には甘んじるべきでしょう。

ゴルフの過去の記録をみると、例えば全日本学生リーグ戦（Aブロック）では、一九六六年以降二〇年間に日大が優勝しなかった年は一九七九年に専修大に敗れた一回を除いてありません。この成果は、その頃から日大でゴルフのトレーニングに科学的・組織的な練習を採り入れ、従前の感覚的な練習法から脱却したことに始まると言われています。大学のゴルフ部の話は一般のゴルフとは別だと思ふとしたら上達は遠いものになるでしょう。同じスポーツでありながら科学的な練習法が一番遅れていたスポーツがゴルフだったと言つても過言ではないと思います。未だに誤解や錯覚から抜け出せないで、遊びと競技の区別のつかないまゝ漫然と球を打ち続けるとしたら浪費も甚しいことになりそうです。決してゴルフに限ったことでもなさそうです。

五、私のゴルフ

私は弁護士三年目の昭和三八年一〇月二五日にクラブを初めて握り、同年一二月三日に初ラウンドして現在に到りましたが、初ラウンドの同伴者が当時大洋球団の秋山登投手（H13）で、その上手さにショックを受け、一年後にスクラッチで勝つてみせると意気込んで自習したのが病みつきとなり、それ以来我流のゴルフを続けましたが、仲々誤解と錯覚から抜け切れず、昭和四八年に一〇年目でやっとハンディ五をもらいました。しかし、日弁連事務次長の仕事の関係で昭和五二年からは練習皆無の無精ゴルフアになり果てましたが昭和五九年には何となくハンディ四になり、その後司法研修所の教官業務のためコースにも出られないまゝ今日を迎えております。ところが不思議なことに練習場に出なくなった頃から却つてゴルフが上達した感じで、二、三ヶ月のブランクの後でコースへ出た時の方が素直で良いゴルフが出来るようです。五六才になった現在では筋力も衰えているのですが、基礎的な部分の誤解や錯覚から抜け出せたのか？無駄が少なくなったらしく、飛距離もスコアもこの数年殆ど変わらず、現在ハイディ五をいたゞいていますが特に苦しくもないようです。昭和六一年はゴルフを始めて以来の最少ラウンド数で、本日現在ゴルフ場に出たのは九回です。

が、六二年四月に教官の任期満了と共に、再び自己挑
戦の日曜日が待っていると思うと誠に愉快です。又、
もう少し腕を磨けたら、その時こそ面白い話を書ける
かも知れません。



「学生生活と司法試験」

(司法修習生との座談会)

—最近の受験体験を語る—

主 催 中央大学法曹会・会報委員会
日 時 昭和六一年一〇月三十一日
場 所 法曹会館

出 席 者

法曹会側（弁護士）

大学問題委員会委員長 大西 保

副幹事長 藤井 光春

副幹事長 柳 沢 義信

副幹事長 鈴木 喜三郎

事務局次長 小野 道久

事務局次長 白河 浩

事務局次長 原 誠

司会・会報編集委員長 荻原 静夫

会報編集委員 玉田 郁生

会報編集委員 中津川 彰

司会・会報編集特別委員 安田 隆彦

司法修習生側

三九期司法修習生 桑原 育朗

同 司法修習生 徳久 正

同	司法修習生	村田 光男
四〇期司法修習生	加島 康宏	
同	司法修習生	岸 日出夫
同	司法修習生	小島 滋雄
同	司法修習生	澤野 忠
同	司法修習生	鈴木 秀一
同	司法修習生	松江 頼篤
同	司法修習生	見米 正

はじめに

荻原（司会） それでは座談会を開催致します。私は、中央大学法曹会の編集委員会の委員長の荻原と申します。きょうの座談会は、編集委員会が中心になり、他の委員会の先生方にも参加していただいて、三九

期と四〇期の修習生諸君にお話してもらおうという企画でございます。

その趣旨は、中大法曹会というのは、年齢構成が縦に長いものになっており、特に古いOBは、最近の中央大学の学生生活がどんなふうか、関心がありながらそれを知る機会がないのでございます。この際、最近、学生生活を終えて間もない皆さんに中央大学の学生生活の実情をざっくりらんにお話いただいて、先輩と後輩との絆を一層深めたい、これが一つの目的でございます。

もう一つは、最近の司法試験の実情に鑑み、最近合格された皆様から司法試験についての体験や意見を伺って、今後われわれが何かお手伝いするための参考に供したいというわけでございます。

座談会の結果は、来年発刊予定の法曹会の機関誌「中大法曹」誌上に掲載する予定です。

立場、進行係を前半部分、主として大学の学生生活一般についての部分を私が担当します。後半、主として司法試験の勉強等に関する問題についての部分は、若い安

田先生にご担当いただく予定になっております。

座談会に入る前に、今日、幹事長がよんどころない事情で出席できませんので、副幹事長の藤井先生から幹事長に代って、ご挨拶をいただきます。

藤井 ご指名の副幹事長の藤井でございます。

本日は、幹事長から私に代ってご挨拶をとの指示でございますので、ひとこと申し上げます。

私は、所属は東弁、期は七期です。今、司会者が編集委員会主催の三九期、四〇期の司法修習生の方々の座談会の趣旨を申し上げますが、中大法曹会は中央大学のOBで、しかも東京都内に住所あるいは勤務場所を有する者及び趣旨に賛同する中大OBの法曹で構成された団体であります。その中にこの委員会があるわけです。

かつては司法試験については、常にトップの座を維持していましたが、近年、凋落傾向にあって、OBの法曹はつねに危惧してきたわけです。それで、前年度の執行部が、法曹教育の充実強化についての意見・

要望等を大学に提出して、もう少し法学教育を充実強化してかつてのような法学部にしてほしいと、私個人の考えからいけば、やはり大学には索引車となる学部がなければならぬと思うのです。法学部だけの中央大学ではないという考え方の人もあるやに聞いておりますが、やはりその大学を引っばっていく学部、これがあって初めて大学全体が強くなり、充実されていくと、私は考えております。そういう意味合いにおいても、法学部が充実強化されるには司法試験でより多くの者を合格させるというのが学生の勉学の目標にもなると考えております。

中大法曹会は、大学法学教育の充実強化という点を重視して、いかにしたら強化できるかということを生懸念検討しているわけです。その一環として今日の座談会も持たれたわけです。昨日、これは奇しくも合格発表があって、東大に次いで早稲田と同列で合格者を出したというふうに速報では承っております。こういう状況に甘んじていてはよくないと思うのですね。やはりトップに踊り出なければならぬと思います。

す。

今日は三九期・四〇期の皆さん、ご多忙なところを出席していただいて有難うございます。忌憚ない意見を述べていただいて、大学の法学教育に裨益するところの大ならんことを祈念しまして、ご挨拶いたします。

荻原 どうもありがとうございました。それでは引き続きまして、会報委員会の担当副幹事長鈴木先生からご挨拶をお願いいたします。

鈴木(喜) 副幹事長の鈴木でございます。所属は二弁です。

今、委員長と副幹事長から趣旨、目的、中大法曹の内容についてお話がありました。中大法曹会は弁護士、裁判官、検察官、公証人で構成されております。先輩には有能な先生方がたくさんおられます。その先輩を頼りつつ、また皆さんも勉強して、遅れないようにやっていくために、有意義な会合にしていきたいと思います。

荻原 それでは座談会に入る前に、今日の出席者に自己紹介をしていただきます。まず

私から自己紹介を致します。

大学は昭和三年の卒業です。司法研修所の期は一五期で、所属は第一東京弁護士会です。よろしくお願いいたします。

小野 事務局長の小野です。本日はご苦勞さまで。司法研修所一五期です。昨年度から事務局長をいたしております。今日は皆さんにご協力いただき有難うございました。忌憚のないご意見をいただきたいと思っています。

白河 事務局次長をしております白河です。大学卒業は三六年。研修所の期は二期です。第一東京弁護士会に所属しております。よろしくお願いいたします。

大西 中大法曹会大学問題委員会委員長の
大西保です。弁護士を四二年間やっておりまして、その間中央大学真法会の役員として継続して学生諸君の司法試験対策に関与してまいりました。二年前まで中央大学の理事もいたしまして、大学問題につきましては、深い関心をもっております。

本日は、皆さま方のお話を承ってこれらの大学問題の参考になりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

柳沢 副幹事長の柳沢義信です。大学は旧制法学部の最後、昭和二八年です。研修所は六期です。本日の会合の趣旨・目的については、先程お話がありました。その趣旨に沿って、充実した座談になるように期待しております。

桑原 三九期司法修習生の桑原と申します。昭和五四年卒業で、駿河台最後の学年になっております。今、弁護士修習で一弁で修習しております。

徳久 同じく三九期の徳久です。五三年の卒業です。多摩移転の一年前の卒業です。よろしくお願いいたします。

小島 四〇期修習生の小島です。大学卒業は昭和四六年なので、今日の座談会のテーマの一つである大学の最近の生活状態についてはわからないのですが、司法試験は昨年合格ということで参加いたしました。よろしくお願いいたします。

沢野 四〇期修習生の沢野と申します。卒業年度は四五年度です。今の小島さんと同じように、大学生活一般についてはちょっとわからない面もありますが、司法試験については参考になる話ができるのではない

かと思っております。よろしくお願いいたします。

加島 四〇期修習生の加島です。昭和五八年に大学を卒業し、昨年合格しました。在学当時は、秀朋会に所属しておりました。よろしくお願いいたします。

見米 同じく四〇期、修習生の見米と申します。大学は五八年度卒です。瑞法会という研究室で勉強しておりました。今は刑裁の修習を行っております。よろしくお願いいたします。

岸 同じく四〇期の岸です。五七年卒業です。加島君と同じ研究室で同期であります。現在同じく一弁で修習をしております。よろしくお願いいたします。

鈴木（秀） 同じく四〇期の鈴木と申します。大学卒業は五四年、多摩移転の直前の駿河台最後の卒業となります。大学時代から入ったのですが、見米君同様、瑞法会研究室に所属しておりました。現在は検察修習をやっております。よろしくお願いいたします。

松江 同じく四〇期の修習生の松江と申します。昭和五四年卒業で、駿河台最後の学

生でした。学研連には特に所属していません。今、刑裁修習をしております。よろしくお願いいたします。

原 事務局次長の原 誠です。昭和四一年卒、二三期です。よろしく願いいたします。

中津川 私は中津川です。昭和三年に卒業、期は一三期です。この中で任官しているのは私だけですけれども、検事をやって二六年目になります。質のよい中大の卒業生が試験に受からないというのは一大問題だと思えますので、私は今日、いてもたってもいられないという気持ちでここに出てきました。昨日の合格発表も気になり、今日は公表のバンフレットを持ってきました

が、若い人たちの意見を、是非大西先生あるいは諸先輩が大学の担当者にお伝え願いたいと思います。さて、他の大学では、大学全体で司法試験に力を入れています。おそらく早稲田だったらこういう会合には総長が出てくると思うのです。慶応大学もしかりでございます。名古屋大学でも、司法試験が法学部のバロメーターということで大学全体が応援してくれております。そう

いうことを私は機会ある毎にいろいろなところで言うのですが、大学は法学部だけではないというような意見もあるやに聞いております。私は非常に残念に思っております。今日の機会がより一層来年の成果に結び付くように、よい意見を願いたいと思います。

玉田 編集委員をしております玉田です。所属は東弁で、期は一〇期です。

安田 会報委員会特別委員の安田といいます。所属は東京弁護士会で、期は三六期です。きょうは後半部分の司法試験について司会進行役を務めます。忌憚のない意見をお聞かせ下さい。

中大進学の動機

荻原 それでは座談に入ります。最初に、中央大学を受験して入学された動機というようなものを伺います。私どもの時代は将来、法曹になるために中央大学の法学部を選択した学生が多かったわけですが、最近の学生についてはどうだろうかということに関心がありますので、お話をいただきましたと思います。

桑原

私は、古典的なタイプだと思うのですが、出身が山口で高校時代に弁護士になりたいと考えておりましたところ、家の近所に日大を卒業して市役所に勤めている人がいまして、司法試験ならば中大に行きなさいと勧められました。高校の教師とも相談しまして、東大、中大、早稲田と受けて、早稲田と中大に受かりました。どちらに行こうかと悩んでおりましたが、当時合格率は中大のほうが一位でしたので入学した次第です。所期の目的は達成されたのですけれども、正直なところ、学生時代に自分の目的に即したようないろいろなことがあったかという点、ほとんどないという状況でした。私も研究室入室の受験はしたのですが、勉強せずに研究室の入室試験を受けたので、落ちてしまい、その後独学でやってきました。あまり中大にきて恩恵を蒙ったという感想はありません。

徳久 私は、桑原君よりももっと古典的なタイプになると思うのです。生まれたところは鹿児島県の奄美大島の徳之島です。高校を卒業して田舎を出るときに医者になりたいと思いましたが、都会を出てか

ら、都会の学力と島の学力とは雲泥の差があることを肌で感じました。それで予備校に通いながら二年ぐらい挑戦したのですが結局、国立大学の医学部には入れませんでした。その時併せて受けたのが中大の法学部でした。なんとか中大には入れたわけですから、医者だけでなく法律家も人の役に立つと思いい将来は弁護士になろうと思って大学に入ったわけです。

しかし、大学に入りますと、クラブ活動に専念し、空手の同好会に入りました。それで結局、四年間司法試験のことは頭の中に入れてながらもクラブ活動を熱心に行っていたのです。

大学三年の時にゼミの選択の問題があったのですが、運よく渥美ゼミに入れました。ゼミに入ったときに、法律の世界がどういうものなのか、法律家として生きることがどれほど人生ですばらしいことなのかを教えていただき、ゼミの成果がありました。大学卒業後、父に勧められ、これから勉強するにあたってはよき伴侶が必要だということ、結婚し、女房に生活の糧を稼いでもらいながら、自分も学習塾でアルバ

イトをするという形で勉強をやってきて、やっと念願がかなえられました。

小島 四〇期の小島です。私の場合には、高等学校のときには日本史を選考したいと思いい、京都の学校を二つ受けたのですが、親の勧めもあって東京では、早稲田と中央大学を受けることにしました。私の父はサラリーマンでしたが、その生活を見ていて、サラリーマンにはなりたくない、自由な職業を持ちたいと思っていました。東京の大学を受けるに当たっても、サラリーマンに将来結びつかない学部はどこだろうかということを考えました。私が高校二年の時、妹が交通事故で亡くなりまして、そのときに弁護士に事件の処理をしてもらったのですが、ふに落ちない弁護士の活動があったことから、母がサラリーマンが嫌ならば弁護士になったらどうかと言いました。そこで、中央大学の法学部を受けてみようということになり、余り主体性のない動機で中央大学を選んだのです。京都に行くのは親の反対もあり、あきらめ、早稲田を受験せず東京では中央大学しか受けなかったということ、最終的には中央大学の法学

部にきたわけです。

四二年の入学ですので、学費値上げ反対闘争や全共闘運動がありまして、勉強はほとんどせずに大学四年間のうち半分以上を過ごしてしまいました。

その後、大学院へ進み、刑事訴訟法を専攻して、渥美先生にご指導いただきました。渥美先生のもとで勉強を始めるようになってから初めて法律というものが身近なものに感じられるようになり、将来法律家になろうと思いい司法試験をそろそろ本気でやらなければならないということが始まりました。しかし、大学院を出てから受かるまで、実際には一〇年近くかかってしまつて、これから本当に世の中に出て一から始めるというスタートラインに立ったわけですから。

沢野 ぼくが中央大学を受験しようと思つた動機というのは、司法試験を目指すなら中央大学の法学部がいいと思つていたので入学しました。

私もサラリーマン生活はいやだというような印象を高校一年ぐらいの頃から持っていました。そこで、自由に仕事ができ、外

見上も格好良く、経済的にもまあまあである弁護士になりたいと思ったのです。

弁護士になろうと思ったのは、高校一、二年のころだったので、それ以来中央大学の法学部をめざして受験勉強をしました。

そこで、中央大学の法学部と早稲田の法学部の二つを受験しました。二つ受かったのですが、どちらにいかうか相当迷いました。学校の先生からは早稲田のほうがいいのではないかと、将来性もあるのではないかとということも言われましたが、私は最初から中央大学の法学部を狙っておりましたから、中央大学にしました。在学した四年間というものは、小島さんが言われたように、学生運動のまった中でありまして、講義もほとんどないわけです。そういう状態でゼミ活動がまあまあ行われていた程度でした。私は、高窪ゼミに入り、木内先生に指導を受けましたので、ゼミ内容としては相当まとまっていた。木内先生は大変親切な方で、学生が変なことを言っても一生懸命聞いてくださいます、有意義な勉強ができました。

講義がなかったので、勉強の場所は、ゼ

ミと図書館ぐらいいしかなかったのですが、図書館は混んでおり、十分に利用できませんでした。というわけで、在学時代は、ゼミ以外では法律の勉強はほとんどしていません、というのが実情です。

また、答案練習会については、私は研究団体に属しておりませんでしたし、且つまた大学自体も答案練習会はやっておりませんでしたから、在学時代は答案練習会には参加していませんでした。四五年に卒業した後、五〇年度から約一〇年間、真法会の答案練習会に参加し、六〇年に受かったわけです。

荻原 受験生活については、これから具体的に話を伺いますから、当面は大学に入った動機だけに絞って簡単にお話いただきたいと思います。

加島 私が入りましたのは昭和五四年で国立大学の共通一次試験があるときでした。将来の職業については、税務あるいは会計関係というものと法律関係というものの両方を考えましたが、法律家となると司法試験に合格しなければならない。当時から高校生の間でも司法試験は非常に難しいと言

われてました。ですから、私の場合には司法試験を受けるために、中央大学を一番上のランクにもってきまして、次に九州大学を置いて、受験しました。

結果的には両方合格したのですけれども、中大に入りました。国立大学を蹴って中大に入った人は、クラスにもう一人おりました。

ところで、「多摩移転による入試戦線への影響は如何」という問題がありますが、地方の者にとって、司法試験を目指そうと思ってくるならば、多摩であろうと駿河台であろうとあまり関係がないと考えております。五四年当時は、中大はもうトップから落ちていたのですけれども、早稲田か、中大かと考えた場合に、中大の学研連がかなりの指導してくれるのだということを聞いて、それを目指して受けてきました。最近の大学受験では私立だけを目指してくる者がいるわけです。そうしますと、高校段階ですべての科目を勉強しないで入ってくる学生が多くて、勉強の基礎ができてない感じがします。

見米 私は加島さんとは入学年度も同じで

すが、私の場合は中大杉並高校からあがってきたので、大学受験は経験していません。高校に入るときも中大に法科があるということを考えたかという、そういうことはありませんでした。ただ、法学部に入るためには成績がよくなければいけないから頑張るという人が周りにいたので「ああそうだったのか」ぐらいの気持ちで法学部にいいこうと思ったのです。

大学のクラスの人の話を聞いてみても、司法試験を受けるから中央にきたという人は五〇人中二〇人もいなかったと思います。法科の中央ということである人は、今ではさらに減っているという気がします。これは最近の学生の気質とも関係すると思うのですが、なにがなんでも司法試験だという人は減っていると思います。

研修所に入ってから東大出身の方からも言われたのですが、中大出身者は視野が狭いのではない、司法試験ばかり見てきた人が多いと言われることがあります。私もそういうふうに感じることもありますので、その辺も考えて将来のことを考えるべきだと思います。

岸 私小さい頃から医者になりたいと思ったのですが、血を見ると青くなってしまう医者はあきらめ、医者が駄目なら弁護士ということに漠然と思っておりました。大学の受験勉強のときに、本屋で、「受験新報」という雑誌を見つけたのです。ほくは大学受験の本かと思っ買ってしまったのです。家に帰って読んでみますと、大学受験とは関係のないものでした。そのときはそのまま本箱の片隅に置いておいたのですが、弁護士になるためには司法試験を受けなければいけないと、そのためには大学をどうしようかというので、その「受験新報」を取り出してきまして、どこの大学にいったらいいのかとか、いろいろ見たところ、当時は東大と中大が競っていたときでありますから、それで東大と中大を受けて東大が駄目だったものですから中大にきたのです。

鈴木(秀) 私は長野県の山の中の出身ですが、家が建築関係の商売をしておりまして、後を継ぐつもりで高校三年の時、理科系を志望し勉強をしていたのですが、数学とか物理が苦手、文科系のほうに進みた

いと思っていました。クラスに司法試験を受けるという友達がいって、司法試験を受けるために中央大学を受けたいということを書いていましたので、当時、大学別の入試案内の欄に、中央大学にはいわゆる受験団体がおり、そこで司法試験を受けている人がいることを知り、中央大学へいいこうと思いました。

松江 中央大学に入った動機としては、司法試験のことは全く考えておりませんでした。ぼくは都立の北園高校出身ですが、高校時代はもっぱら音楽関係のほうをやっています、将来は音楽関係で飯を食ってきたいという気持ちを抱いておりました。しかし、音楽関係へ進むのが難しいだろうというので、駄目だった場合にサラリーマンにと漠然と考えて中央大学に入ったわけなんです。兄も中央大学に入っている、大学は中央、明治、早稲田と受け、中央と明治に合格し、中央を選択しました。

入学後クラスの友達のはほとんどが司法試験を受けるというので、学研連とかその他いろいろな試験を受けておりました、それを横目でみながら、司法試験ということに

ついて関心を持ちはじめ、三年の終わり頃受けてみようかと決意しました。

暫くは生半可に勉強も続けていたのですが、卒業した年の刑法の講義のときに先生が余談としてある弁護士への活動の話をされ、これはすばらしい職業だと思い本気になって受けようという気持ちになりました。

村田 三九期の村田です。私は四六年入学です。高校時代には土木技師か弁護士かというふうに考えまして、大学をいくつか受け、合格したのは早稲田の土木工学科と慶応の機械工学科と中央の法学部だったのです。しかし、そのときに体を壊しまして、

土木教師の仕事はできないということをして先輩から言われ、法学部にしました。中央大学に入って一年半ぐらいたったとき、あまりの大学の授業の充実のなさぶりに失望し、もうやめようということですべて書類を整えて、出る寸前の段階にいたのですが、どうせ出るなら取敢えず四年生までの講義全部を見てから出ようということで、ひととおり全部の授業に出ました。その中でやたらと声が大きく、後ろで新聞を見ている学生を怒鳴りつけている教授がいたのです。

その方が私のゼミの渥美東洋教授だったのです。それがきっかけで中央大学に留まることにして、渥美ゼミの試験を受けて、入れていただき卒業したという経緯です。

多摩移転の影響

荻原 どうもありがとうございました。今日、ご出席の方で駿河台校舎と多摩校舎と両方を経験している方はおられますか。

駿河台校舎から多摩校舎に移転したということが、司法試験の受験という観点から、どのような影響があったのか、お話を承りたいと思います。

村田 私はたまたま日野に一〇年住んでいまして、私が移ってから中央大学が八王子に移ってきました。大学とはごく近い距離でもありましたので、司法試験合格後も学生との交流が非常に多くあったのです。

一年半ぐらい多摩だけを経験している学生諸君と交流していて、皆時間がないと言います。例えば、私も、地域の子どもたちとかかわりの中で、中央大学の在学生に協力してもらって勉強やレクリエーション的なこともお願いはしていたのですけれど、

ども、彼らはそういうことは一切拒むのです。司法試験の勉強勉強と言う人が非常に多いのです。

では、彼等は勉強しているのかというと、今年の合格者は八五人ですが、実際は学生は学年に一〇〇〇人ぐらいいるのです。一〇〇〇人もいるのに八五人というのは少ないと思うのです。彼等は時間がないといって勉強しているのかというと、私の目から見ると勉強はあまりしていないという様子ですね。机に向かっていて時間は長いと思うのですが、時間の使い方が非常に下手になったという気がします。

小島 私の見た目では、駿河台にあったときは、すごく活気があったと思います。今から振り返ってみても、世の中のあらゆるものが法律に関係してくるわけですから、そういう意味では刺激というものが必要だと思うのです。ところが多摩へ行きますと、学生がどこにいるのかわからない、キャンパスが広すぎるということもあるのでしょうが学校の活気というものが感じられない。また、交通機関に限られますから帰る時間など非常に時間的な制約がある。

私は都心に住んでいるのですが、八王子まで二時間はかかるのです。通学に往復四時間かかると八王子で実際に五時間勉強していても、帰る時間を気にしながら勉強しなければならぬ。勉強の環境としては社会とのつながりが切断されているという面と、時間的制約の面があり、私の見た限りではそれらがハンディになると思います。

あと一点は、学研連にしても図書館にしても、外部やOBとの交流が今いった時間の関係でやりにくい。駿河台の頃は始終先輩が来て話をしたり、指導をしたりすることができたのですが、今われわれが八王子へいくかといっても、足が遠のいてしまふ。ですから先輩・後輩の交流という面からみても試験勉強をしていくうえで八王子というのは必ずしもプラスではないと思います。また、新入生が大学を受ける場合に、東京の都心の人だと八王子というのは非常に遠く感じますから、中央大学の法学部は伝統があるけれども、無理していかなくとも早稲田へ行こうとか、慶応に行こうという傾向はあるのではないかと考えております。

加島 私は多摩しか知らないのですけれども、駿河台時代のことを想像するに、近くに明治大学その他の大学もありましたが、中央大学が多摩に移ってからは、中央大学しかありませんので、右見ても左見ても中大生ばかりということになり、講義の点を考えましても、もし中大の先生方の講義以外でも興味があれば他の大学の講義に出てでも勉強すると思うのです。しかし、多摩だと時間の制約があつて他の講義を聞くことができない。中大だけをただ信頼して受けるしかないというような状況というのは非常にこわいし、不安があつて受験生を予備校等に走らせる原因になっているのかもしれない。

荻原 多摩校舎のほうを経験されている方で、逆に多摩校舎がいいという点がございましたら、その辺もお願いいたします。

鈴木(秀) 私は駿河台卒業ですが、研究室へ行きましてから、四年ほど多摩のほうにも行ったのです。小島さんのお話にもあったのですが、司法試験を受けるのにあえて中央大学に行かなくてもいいという人も出ていると思います。

私は、四年ずつ駿河台と多摩のほうを通過つてみて、勉強するうえにおいて一人でやっている分にはどこでやっても同じかもしれないけれども、多摩の方は活気がないという気がしました。口こみでも中央大学へ行きなさいととても言えなくなつてしまつたという、そういう実感がしました。

荻原 時間の制約がある割には勉強していないという村田さんの意見でしたが、時間の活用が下手だということですか。

村田 おっしゃるとおりです。例えば大学祭を見てもやたらとクレープやコーヒードの出店が多いのです。勉強会の看板はほとんどありません。昔は半分以上あつたと思うのですね。それは何にせよ、なんかやってみようということであつたと思うのです。それは中央大学だけに限らず、学生全体の傾向なのかもしれないけれども、八王子の方で刺激がなくてさらにクレープ屋を開いている、焼きそば屋を開いているというだけでは、これは心許ないのですね。

そういう意味では、今、修習生を一年半やっていろいろな大学の人たちと交流してみても、一番痛感するのは、東大出身の者と

中央大学出身者と比較した場合には、東大の方は勉強会をやる人が多いのです。

どうして司法試験を受けて、なぜ法律家になるのかというところが中大生は自分で詰めてない。詰めてなければ一二時間座っていたって、頭に入らないですね。そういう意味で時間の使い方が下手だと思えます。

講義・ゼミ等の諸問題

荻原 先程から渥美ゼミとか木内ゼミとか、ゼミナールのお話が沢山出ておりますので、講義、ゼミナール、カリキュラム等の問題点なり、こうしたらいいというようなご意見を出していただきたいと思えます。

桑原 まず、一般講義なのですけれども、入学してすぐ人気のある講義だということで、教室に行ったのですが、うしろのほうに何十人も立って見ているわけですね。あまりかねまして、誰かが先生に「すみません、座席が少ないのもう少しどうにかありませんか」というお願いをしたところ、その先生は平気な顔をされて「もう二週間

も辛抱していただければ空きますよ」というような話でした。確かにそういう諸条件の悪さを乗り越えてその講義を一生懸命聞くということが熱心な姿勢なのかもしれないませんが、後ろのほうでは私語をしていたり新聞を読んでいたりとという状況でなかなか集中できないということ、大教室の弊害があると思います。

私は、大学一年のときに、教養ゼミに入り、山田卓生先生に基本的な法律の考え方とか民法と刑法の違とかを一年間にわたって教えていただき、自分が法律を考えるうえで大きな力になったと思います。しかし、全員が教養ゼミに参加できませんし、その数も一学年一つだけです。基本的には講義中心のものになっていました。二年、三年になると専門ゼミがあるわけですが、学生のうち半分ぐらいしか入れる枠がないので今後考えるべきだと思います。

徳久 私の場合、三年のときに渥美ゼミに入ったわけですが、評判のいいゼミは選抜試験がありまして、それで洩れる人も多いのです。そういういいゼミは、もう少し一般の学生にも入れる機会が与えられるよう

にして欲しいと思いました。

それから大学一年か二年のときに、法学の一般的なことについて先生と身近かに接していろいろな議論ができるゼミがあってもいいと思います。三年、四年になって魅力のある教授にぶつかるのですが、そういう先生に一年生、二年生の時から法律というものはどういうものかという概論的なことを教えられる機会があったら非常にいいと思いました。

荻原 ゼミなり講義なりで人気のある講義やいい講義、ゼミナールの条件はどこにあるのか、そのあたりはどうですか。

加島 人気のある講義といっても受ける側というのは一様ではないですね。われわれのように法律家になりたいという者が受ける講義と、公務員や教員やサラリーマンになりたいという人とは、受けたい授業はおのずから違ってくると思います。

いずれにしても人気のある講義というのは、わかりやすい講義なのですけれども、われわれが聞いてわかりやすい講義を、大学三年生が聞いてもわからない講義になるわけで、法学部の中に講義を二通りに分け

るとわかりやすいのではないかと思えます。一般的な法律知識を得たいという人に対する講義、司法試験をうけて法曹になろうという人向けの講義というふうにしたらどうかと思います。

カリキュラムの点について申し上げたいのですが、後輩に聞くところによりまずと、訴訟法が選択なのです。現に法曹を目指すという後輩にも片方しかとらないという人が出ているようです。訴訟法と実体法の両方を勉強しないと正確なところはわからないのですから、司法試験に合格さえすれば、訴訟法をやらなくてもいいということには、疑問をもっています。

小島 今、加島君が言ったように、訴訟法が選択になっています。われわれが大学にいた頃は、選択科目と必修科目があったのですが、必修科目が非常に多かった。訴訟法までは全部必修だったのです。そういった必修と選択の範囲が大幅に変わってしまったということは大きな問題だと思うのです。というのは、先程のお話にも出ておりましたけれども、だんだん学生に主体生がなくなってきたという実体があると思

うのです。そういう実体の中で、学校側が学生の状況に合わせてカリキュラムを組むということになると、はたして何を勉強したらいいのかということがわからないままに、適当に科目をとって、しかもその授業はわからないから出ないで試験だけ受けて卒業するというようなことにもなってしまうのです。やはり法律を勉強する以上、最低限度のところは必修科目という形で学生に課しておくべきだと思います。

沢野 今の必須科目との関連ですが、ぼくらの頃は、三年と四年で選択科目だけだったのですね。一つのゼミに入るのに試験があるのですが、選択ではなくて必須で、できれば一人の先生だけではなくて、二、三人の先生にやっていただければいいと思います。

私が入ったゼミは高窪ゼミと木内ゼミだったのですが、大変人気のあるゼミで、マスプロ教育の中で大変熱心で、私もゼミを通して司法試験をやらうという気も生じましたし、お互い励ましあって勉強してきたので、できれば選択ではなくて必須ということで先生にお願いできればいいと思います。

す。

最近では三年の終わりとか四年になってから司法試験が就職かを考え出す学生が多いのですが、そういうことで、大学四年間の生活の意味がなくなってしまう。むしろもっと早い時期に目的をもって、大学生活を送るようにしたほうがいいと思います。そこで、入学した当初に、司法試験に限らず、こういう方向に進むためにはこういった勉強が必要であるとか、そのためには方法としてはこういうものがあると、そういった指針になるような説明会などがあってあるといいと思います。私の場合は、教養ゼミで司法試験の受け方、法律の勉強の仕方などを基礎から丁寧に教えていただきましたので、非常に役立ちまして、合格できたのです。他のゼミにもいきましたが、なかなかそういう形でやっているところは少ないと思います。そのために説明会とかを別に設けて、大学生活の指針になるような企画があればいいと思います。

荻原 どうもありがとうございます。今まで一般的なお話を伺ってきたのですが、これから司法試験に向けての具体的なお話

を伺いたいと思います。先程申し上げましたように司会を交替させていただいます。

司法試験受験の契機づけ

安田（司会） 後半部分の司会を担当致します安田です。

最初にお伺いしたいのは、最近の学生は、先程のお話を伺っていても活気がないとか、目的意識が欠如して白紙の状態に入ってくるのではないかと、そうなりますと、入学の当初の段階で司法試験受験ということに対する積極的な契機づけをする必要があるのではないかと思います。先程のお話ですと、大学へ入ってから三年の時点ないしは四年の時点でようやく司法試験を意識し真剣に受験を考えたというような方もいらっしゃるのです、その方たちは、入学当初の段階から司法試験受験の契機づけをしてもらっていたらどうであったのかというところをお聞きしたいのです。

松江 私は三年の終わり頃決心したのですけれども、昭和五〇年の入学当時司法試験関係の情報が全く入ってこないのです。学研連に入った人達はいろいろ合格者からの

話を受けているわけですが、入っていない人は司法試験についての情報が皆無に等しい状態でしたので、一年の当初から、司法試験についてのガイダンス、答練活動、合格者によるセミナーなどを今よりも増やしたほうがいいと思います。

鈴木（秀） 三年生、四年生あるいは卒業して司法試験を志すとそれまでの二年間、三年間というのは、合格してみるとプランクだった気もするのですが、しかしその人にとっては全く無意味ではないと思います。

大学から「司法試験がありますよ」と積極的に働きかけをするという意図がよくわからないのです。やはり自分で何か目的を見つけて、自分で試験に挑戦をしていくというほうが、継続力や意欲が強い気がするのです。最初から容易な気持ちで試験をやってみようかとなると、結局は四年生ぐらいになったときに、他の道に入ってしまうのではないかというような気がするのです。
松江 大学が、そういうふうに強制的に司法試験についての制度を知らせるというのは問題があると思うのですけれども、た

だ、司法試験というのはどういうものなのかという具体像をソフトな形で知らしめる活動はしたほうがいいと思います。

加島 先日、学研連の入室試験があつて、一二年生と面接したのですが、そのときに、何年で合格するかと聞くと、皆在学合格ということをしています。

試験挑戦への契機づけをするということはいいいのですが、そのときに合格することとはどの程度難しいかということを強調しすぎるとむしろ離れていくのではないかとという危惧を持っています。現に学研連の入室試験の受験者も、二〇〇人程いるのですが、私の団体は五〇人を切っている状態です。そういうことで受験者はどんどん減っていく。司法試験が難しいことを知ってだんだんと不安になってくるということもありまして、どういうふうに契機づけをするのかということは難しい問題だと思っています。

安田 今まで修習生の方からご発言いただいたのですが、OBの先生方も深い関心をお持ちのことと思いますので、ご発言いただきたいと思います。

中津川 私は、今、公安調査庁の調査二部長をしております。法務省では司法試験に若い人を合格させるためにいろいろ検討しています。

私は、ある程度、入学時にガイダンスが必要だと思います。司法試験を受けるための指針を与えてくれると皆さんは迷わないで大学四年間の中で自分で設計をしていくと思います。

現在司法試験の改正をするべく、例えば二回受けたら一年間は休ませるとか、続けさせないとかいろいろな方法を考えているようです。そういう状況ですから一年のときに、体系的な受験勉強の方法や思考力の重要性などの指導をした方がいいのではないかと考えております。

大西 承ったところでは、ゼミナールで渥美教授などが非常に人気があるというふうに感じましたけれども、渥美教授は中央大学の法学部の教授の中では、私どもがもつとも信頼している先生でございます。私どもはいい先生は大いに褒めて学内で活動をしていただきたいと思っております。大学の経営の中では教学ということは聖域であ

って、われわれOBも仲々口をはさめません。

しかし、怠ける教授は論文も書かないで、講義は古いノートを読んでいるという程度で学生から敬遠されています。ほんとうはそれではいけないのであって、我々も協力していい先生方にうんと活動していただくようにしたいと思います。

鈴木(喜) 司法試験は、在学中に受かればいちばんいいわけです。

中津川さんがおっしゃったこともその辺のことに帰するのですけれども、卒業してから司法試験の勉強を開始し、卒二、卒三となりますと、将来の司法制度がどうなっていくのか不安があります。能力のある人は、大学に入ったならば、方向づけの契機をつけるため、先輩が後輩に教えるのは当たり前なのではないでしょうか。

今中央大学の法職講座などが一年生から始めている制度もありますけれども、大学に入ったばかりの能力のある人は引張ってやるべきだと思います。

柳沢 「中大法曹」九号では、中央大学法曹会が意見書を大学側に出しています。こ

の意見書の中の一つの柱として、司法試験受験者向きのコースと、それから公務員あるいは会社へいくようなコースと分けたらいいのではないかと意見があります。先程その点について意見が出ておりますが、この辺のところをもう少し汲んでいただきたいと思います。

最近、中公新書から出た「アメリカのロイヤルの誕生」という本で、ジョージタウン・ロースクールのことが出ていました。

学部を卒業してロースクールで三年やってアメリカの司法試験を受けるわけですが、合格率は大体六七%ぐらいということですがアメリカでどんなふうに司法試験を勉強しているか参考になると思ひまして紹介させていただきます。日本もアメリカも勉強するのは同じだと思います。法律家になる以上は、先程お話がありましたように、訴訟法と実体法は車の両輪なわけですが、あまり選択の幅が広いと訴訟法を選ばないというお話もありました。司法試験を希望しておりながら、何故、そうなるのか教えてもらいたいと思います。

大学のカリキュラムと

司法試験の關係

安田 柳沢先生のご指摘もありましたので大学の講義、ゼミナール、カリキュラムの問題についてご意見をお伺いしたいと思います。

沢野 私が指導を受けた先生は高窪先生などがおられるのですけれども、訴訟法は、実体法と相互に密接な関連をもちまして、刑法の先生でも民法の先生でも訴訟法がわからないと結局駄目なのだというようなことを言われました。そうだとすると片方だけを選択するというのはおかしいと思うのです。それに関連しまして、一般教養をどこまで司法試験を受験する人の中に取り入れるかということも問題になると思うのですが、逆のことも言えるわけで、司法試験をやつてない方でも、一般教養はやらなければいけないわけです。と申しますのは、先程のお話に出ましたように、一年から二年ぐらいの間は、一般教養が必要だと思えます。そうしますと訴訟法も選択ではなくて、できるだけ広い基礎をつくっていくと

いう面が必要だと思えます。

また、先程の分離教育という点はちょっと問題があると思います。大学へ入った当時から司法試験受験組と受験しない組とはつきり分けて指導するというのは、偏った人間を作る気がしますし、一般教養で基礎をつくるという面でも弊害があると思うのです。

加島 一般の公務員試験等を受ける人と司法試験を受ける人とはコースとして分けるのは反対ですが、隔年毎にやさしい講義と難しい講義をするというと思うのです。先生方に交替してもらつて片方の先生はやさしいもの、もう片方の先生は難しいものの、その次の年は交替するという形にすれば、法曹を目指す者は二年間、同じ先生をつなげて受講すれば、やさしいところから難しいところまで一通りわかるということになるわけで、その方がいいと思います。一般企業や公務員になりたい人は、簡単なほうの授業だけを受けていけばいいわけです。法曹希望者は、やさしいほうから難しいところにいけば理解も早まるし、コースとして分けるよりも、先生方の間で調整が科目

ごとになされればその方がいいと思います。

私は司法試験では両訴訟法をとつたのですが、民事訴訟法も刑事訴訟法もボリュームがあるから大変だろうと皆言います。しかし、やってみるとそれほどでもないわけで、両方流用できる部分とか基本的な考え方は同じなわけですから受験の時にはよく考えた方がいいと思います。

見米 両訴の問題ですが、学生が両訴をとらないのは、一つには、単位がとりやすい科目を選ぼうということがあり、あと一つは大学の講義が司法試験に直結していない点にあると思います。

では、どうすればいいかということで、加島さんの言った簡単な講義と難しい講義に分けるというのも、一つの手だとは思いますが。ただ、沢野さんから出た問題点として、やはり最初から分けるのはおかしいと思います。同じ法律なのですから、公務員になっても企業に行っても、やはり理解すべき大事なところは必要で、全く分かれるのには反対ですが、加島さんの言ったような工夫というものはあり得ると思います。また一つ提案したいのは、学生時代に講

義を受けた木内先生が行った形態として、商法の総則と手形法を受け持たれ、前期の段階で手形法を、後期の段階では商法の総則をしてくださったのです。これは一つの手だなと思いました。

どういふことかといいますが、法律をマスターするにはある程度時間もかかると思いますが、逆に短い期間に集中すれば全体が見えてきて、個々の論点もわかっていくという性質もあると思うのです。そうだとすれば前期の段階で教授が週に二コマもつてくれて、集中的にやってくれると科目数も減るわけです。前期の段階では、年に十やらなければいけないものが五になる。そうすると勉強するうえでも非常に便利ではないかと思えます。学生の講義離れというのも講義に出るのが負担だということもあります。毎日毎日、一コマずつ違う科目をやられると頭に入っていないという面があると思います。今申し上げた形式も考慮に値すると思います。

鈴木(秀) コースに分けることですが、何も司法試験組と司法試験を受けない組とを分けて講義しなければならぬほど高度

のことを司法試験は要求していないと思います。結局、問題は単に講義の仕方にあるだけであって、あえてコースに分けて難しうとか簡単というほどのこともないのではないか、ほんとうに法律をわかりやすく話してくればそれはみんな同じように理解できるものだと思います。

中津川 私は、藤本先生や永井先生のような若い先生といろいろ話し合ったことがあります。永井先生は、今の若い人は、非常に効率的で、インスタントラーマン的にこういう問題についてはこういうふうに答えなさいよというゼミが評判がいい、しかし理論的、体系的に教えようとするところもよくわからないということと不興を買ったということを言っておられました。

渥美先生とか永井先生あたりですと、自分も試験に受かっておられるし、自信をもっていますからそういうことはかまわずやられているのだらうと思います。ところがそれをやはりあまり好まない先生は自信を無くしまして、人気をとりたいたいということで、本来ならこうあるべきなのだけれども、そこはちょっと避けて、もう少し人気

取りをやるということになるのではないかと心配しているわけです。司法試験に合格した方には、そのようなやり方では物足りないところもあると思います。

柳沢 東京大学では講義をコース別に選んでおります。司法官向きのコース、国家公務員向きのコースと、実業社会に出る経済中心のコースとかですね。しかし、京都大学はその方式をとっていないのです。中央大学でもそのどちらを選ぶかについては、歴史的な経緯があるようですが、他大学で実施しているところもあるという現実、その辺を踏まえてどうなのでしょう。

安田 今の柳沢先生のご指摘についていかがですか。

徳久 コースに分けたとしても、司法試験コースを選んだ人間に変な支障が生ずるかということを考えてみますと、要はその取り組方自体の問題で、その人間にとって糧になるかならないかというのは決まっています。ですから、コースに分けたからといって別に支障はないだらうと思います。それから分けたことが、若い法学者を出すことに効果が出てくるかということですが、

大学に入ったときに、より法学に直結するような機会が多く与えられていたら、ほんともう少し若くして受けたのではないかという気持があります。

三九期の東大出身者の若い連中にどういう勉強をして在学中に受かったのかを聞いてみますと、大学の授業を聞いて、非常におぼろげながら一つ一つの科目について勉強したと、そのあと予備校に行つて受験そのものに直結するようなノウハウ的な勉強をしている。その二つを通して、見事現役で受かっているということです。

そうしますと中央大学の授業が、はたして東大の授業に負けないぐらいの内容をもっているか、質をもっているかという点ややはり疑問だと思うのです。そういう意味で、大学の教授が、司法試験ということを考えながらも、現在の法律に関して起っている問題をふんだんに取り上げて、授業自体を魅力あるものにしていくことに取り組んでもらわれないといけないと思います。

沢野 分離教育の是非の問題については、いい面と悪い面と二つ考えなければいけないと思うのです。いい面を申しますと、専

門的に教育できる、司法試験の勉強ができるということだと思ふのです。逆に悪い面を考えますと、司法試験の専門をとらなかつた人の中に、これから進路を変更して勉強しようという人を排除してしまうということがあると思います。

人間というのは隠された能力があつて、それを発掘していくことも大学教育では必要です。そうしますと分離教育というのは機械的に分離し片方だけは専門化してしまうということですから、自分の選択を変えろという道が開かれていれはいいと思うのですが、そうでない限りは問題のほうが多いと思います。

大西 進行について意見があります。法曹専門教育と一般の教育については、中大法曹会としては、すでに長い間検討した結果、意見を大学当局に出しているわけです。この問題はこの程度にしたほうが時間の節約になると思います。

学研連等研究室の問題点

安田 ご指摘もあつたようですので、カリキュラムの問題はこの辺で終わりにいたし

まして、学研連が現在抱えている問題点とか改善点などがありましたら、その辺をお聞きしたいと思います。

岸 私は秀朋会に所属しておりますが、最近の学研連に共通する問題点としまして、学研連に入つてこようと思う人たちの数が激減しているということがあります。その原因は予備校にいつて勉強したほうがいいと判断する人たちが増えてきたこと、そもそも司法試験に挑戦しようという人たちの数が減ってきていること、学研連のあり方自体に問題があること、この三つだと思ふのです。学研連の在り方の問題点としましては、印象が暗い、受からないで長年マンネリ化した生活を送っていることから出てくるのだと思うのですけれども、非常にイメージとしてはよくないですね。いわば落人村というかそういう感じさえるのです。また、受かるために研究室に入ってくるという確固たる目的をもっている人が少ない。漠然と学研連に所属すれば周りに引き摺られ時期がくれば自然に受かつていくだろうといった安易な気持ちで入ってくる人たちが多いということです。

それから多摩に移転したことも関係して、OBがなかなか指導に行けない。どうしてもOBからの指導体制が弱くなってしまふ。もともと学研連内部のレベルの低下があるわけですから、内部での指導ということもやはり充実していかない。そうすると悪循環が進行して、学研連自体のレベルが下がっていると思います。

鈴木（秀） 私は、瑞法会に所属しております。私は今後学研連に多くを期待しても無理ではないかと考えています。というのは、従来学研連が担ってきた機能というのは、の大半は学研連以外のところで十分賄えるような状態になっているからです。

先日某新聞で、住吉教授が、相模部屋みたいなところであると、そういう封建的なところであるということを言われてましたけれども、そういう印象もある中で他に同じ機能を果たすところがあるのだったらば、何も好き好んで入らなくてもいいのではないかと。また現に入った人の中でも定着率が非常に悪い。あえて学研連にいくなくてもいいということを、中に入ってくよく認識されるのではないかと考えています。ただ、

私自身は、司法試験合格云々というのはさっておきまして、非常にいいところもあると思っはいますが、司法試験に関しては、もう期待しても無理ではないかと考えています。

荻原 今まで学研連が果たした機能は何であったのか、そして今はそれに変わる機能があるのか、その他でも求められるとすればどんなところがあるのか。その辺を具体的に聞きたいと思っています。

鈴木（秀） 例えば、答案練習につきましては従来予備校等がなかったときは、学研連の中のいくつかの研究室がそういうものを主催して、本来対内的なものだったのですけれども、対外的にも門戸を拡げたというところ、先輩等を通してのゼミ等、そういったものはすべて予備校で十分受けられるということがいけば大きいと思います。

司法試験予備校の問題点

安田 最近司法試験の受験予備校が台頭しているわけですが、この点も絡めて、学研連の問題点、予備校の利用状況についてご意見をお願いします。

加島 私自身はあまり利用したことはないのですけれども、先輩は予備校に行っております。先程鈴木さんが言われたように、学研連等が担ってきた役割をほかのところですべて担えるかというところではなくて、論理力、推理力というものは、学研連等でないと無理ではないかと思ひます。たしかに予備校出は、論点はこれだ、解答はこういう視点からこのように出すのだということをお教へてはくれますが、司法試験ではそれ以上の論理力、推理力をつけなければならず、その場は学研連だと思います。現に、四〇期の修習生でもかなりの人が予備校には通っていたのですが、単にそれだけで来た人ではありません。予備校以外に自分たちの勉強会など利用して合格した人であることは間違いない。今の学生が単に予備校だけに頼ればよいと考えて、その他の努力が必要だということを知らないで行くのは怖いことだと思います。

徳久 私は、学研連にも所属していませんでしたし、予備校も答練を一回ほどいった程度で利用状況でした。しかし、私は司法試験の仲間を集めて、私的なゼミをやります。

した。それが一番論理力や推理力の形成に結び付いたような気がします。ですから学研連に所属しない者にとっては、そういうものを積極的に求めないとなかなか合格には結びつかないと思います。

それからボランティアで合格者が指導している答練もあります。そこで答練をやったあと、答練の問題について合格者を中心にして質問形式で議論をしたのです。そういったことが役に立つと思います。結局は学研連もそういう活用がなされればやはり有意義な団体になるのではないかと思います。

小島 私も学研連には所属してなかったのですが、駿河台にいた頃の経験でみますと、当時は予備校なんてありませんから、司法試験に関しては学研連側がやる、それに学校側が校舎を貸すとかして援助をするというような体制だったと思うのです。予備校ができるようになったというのは、八王子へ移転するのと期を前後してのことではないかと思います。それで学研連が主宰していた答練も衰退してきて、予備校に食われている。しかし、予備校の実態は何か

はというと、非常に幻想があります。例えば、模擬試験を一回受けただけでも、自分のところの出身者として合格者一覧の中に発表するわけです。商売ですからそういう形で宣伝しますし、また情報が非常に多いということ、それに踊らされるところがあるだろうと思います。ところが実際に、司法試験について必要なところは、かつて学研連がやってたように、ゼミを組んで議論をして、あるいはOBが指導をして、力をつけていくという機能と、もう一つそれを実際に練習するという答練の機能と、この二つが相まってその成果を上げたと思うのです。

ですから予備校があったとしても学研連が基本的な司法試験に必要な作業というものをきちんとやっておれば、決して予備校が流行っているから学研連が駄目になるということはないという気が外から眺めてい

ますのです。

中津川 他の大学の実情は、例えば早稲田、慶応、それぞれ中央大学を真似て研究室を作っております。そしてそれに対しては予算をすぐ投入しています。ところ

が、中央大学は、他の校友会、ほかのスपोर्टの団体と同じレベルで考えられているのではないかと思います。

中央大学は法学部が看板であるとするならば惜しみなく財力を投入すべきである。これは早稲田、慶応が実践しており、着々と成果を挙げているというのが如実に物語っています。

もう一つは、現在の若い人たちは、予備校に入ろうか学研連に入ろうかということと同じレベルで考えております。私は、受かった先のことを考えなさいと言います。学研連に入れば将来の人的関係もあって非常にいいということを言っているのですが、今の若い人はそういうふうには考えていない。これは学研連の質の低下、即ちそこに入っても受かるかどうか不安だ、それなら予備校に入ったほうが安心だという群衆心理があるだろうと思います。従って、学研連がもう少し自信をもって先輩が後輩を指導していただけると安心してやっているのではないかと思っております。

司法試験の勉強方法・

法職講座への要望

安田 どうもありがとうございます。

次に応用能力を身につけるには、どうしたらいいか、「司法試験の求めるものは何か」ということをお聞きしたいと思います。

司法試験に受かるためのポイントはここだというようなことでも結構でございます。また、法職講座についても御意見があればお願いいたします。

加島 法職講座の従前は学研連が自発的にしていたものが学部に移り、大学に移ったというふうに記憶しております。内容から考えていった場合に、私は両方受けているのですが、学研連にいたときのほうがかなり高度だったのではないかという気がします。学部や大学に移ったことによってお金はかなり出していただけなのですが、かなり対象範囲が広がり、基礎講座と難しい講座とに分けることによって、レベルを少し下げている面があるわけです。また、法職の答案練習会の採点もしているのですが、書き方を教える際に、学研連だと後輩と面

と向かって、指導できるわけです。しかし、今の答案練習会における指導は、答案に赤ペンで点削するしか指導できないわけです。その中で論理力や推理力等を指導するのは、限度があります。従って、小さい規模のゼミを併用して口こみで教える必要もあると思います。

岸 加島君の言われたのに同感でして、法律というのは説得の学問ですから、どんなに自分の頭の中で理解していても、それを他人に対して表現して納得してもらえない限りは意味がありません。その説得力をどうやって検査するかというと、どうしても答練などに限られるわけですが、答練というところ、範囲とか回数とかが極めて制限されますので、一番重要なのはゼミだと思えます。ゼミを継続的にやることによって、より細かく自分の理解度を検証することが可能になると思います。ですから法職の運営につきましても、答練も大事ではありますが、これからはゼミに目を向けて、いかに合理的なゼミをまたゼミを通じた指導体制を作れるかということに目を向けたいかどうかと思います。

安田 そのほか法職に限らなくても結構ですけれども、受験経験から、こういう勉強をやってそれが応用能力を身につけるのに役に立ったというようなことでも結構ですからご意見をお聞かせ下さい。

村田 私は、多摩でも二年間授業を受けていました。これは合格する直前の二年間で

す。

私が、学生たちと接触して考えておりますことは、中央大学の司法試験の合格者の数を増やすためには、中央大学の「中央」を意識しているうちは数は増えないのではないかという気がしております。

具体的にはどういうことかと申し上げますと、今の偏差値教育をずっと受けてきた若い人達に、東大だ早稲田だというような形で中央大学も頑張れといったところで彼等としてはだんだん中央大学から離れていくだけの話だと思うのです。早稲田、東大と比較されてどうのこうのというのは非常に嫌だと、それは昔の偏差値教育、そういうことで個人の価値を決められてしまうことについて、本能的に反発するようになっております。

それではどうしたらいいのかといいますと、とにかく中央大学の教授陣、授業を良くする、教授を良くすることだと思えます。他大学との比較で中央大学がどういう位置づけをされるのかということ意識するのではなくて、そんなことはわれわれは意に介してないのだ、大学の四年間で君たちの能力が全開できるほどの教授を揃えているという自信をもった教授をそろえることが大事だと思います。

私も多摩で二年間授業を受けているときに、ある教授はこういう話をされたのです。「君たちは、最初から私立に來た連中が多い。共通一次の試験も受けてない。科目数が少ないのでこの大学にきたのだ。そういう学生諸君にはこの程度の授業で十分ではないか、もう少しレベルを上げると君たちはわからなくなる」というようなことを言われました。しかし、先生方が学生をそういう目でみたら、学生は自分の能力を育てようということには絶対ならぬので、教授の方が業績を残し、学生から信頼される活動をされるということが、一番大事だと思います。今の大学の授業が司法試

験に役に立たないかという、決してそういうわけではなくて、どれを選択するかということなのです。合格者の中にも授業は受けている方が結構いるのです。その人たちは非常に吟味して大学の授業を選んでいきます。

また、先程の学研連の関係で言いますと、中央大学を暗くしている張本人は学研連であるということを失礼ながら私は感じています。学研連は何故悪いかというと、中央大学に入る段階で選別され、さらに大学に入ってから選別されるという中で、学生同士がお互い信頼感をもたない。学研連の中で信頼感というのはあるようなのですが、多くの学生は学研連に入っていない。学研連に入っていない連中ですから、落ちこぼれみたいな烙印を押されて、お互いが信頼しないで勉強会も開かない。そういう風が中央大学の学生には今非常にあって、例えば東京大学で見られるような司法試験においても一緒に勉強会をもつというようなことは中央にはありません。やはり教授が学生をどうみるか、教授たちがどれだけの実力や実績を残している方たちなのか、信

頼されている方たちなのか、それがまず第一だと思います。

安田 詳細なご意見をありがとうございます。この辺で司法試験関連については終わりにします。

中大法曹会に望むこと

荻原 時間がまいりましたので、座談会は終了したいと思います。修習生の皆さんも近い将来、中大法曹会に入ってこられるので、最後に法曹会に対する希望や感想がありましたら、お伺いしたいと思います。

小島 私は、中大法曹会を存じ上げなかったのですが、法曹会には立派な諸先輩がいらっしゃるわけですから、大学に対して発言力を強めていただきたいと思います。発言力を強めるといふ内容なのですけれども、開かれた自由な大学として、日本の社会にとって有意義な人材を育てる大学という意味での中央大学にするためにはどうしたらいいのかという観点からアドバイス等を大学にすることが必要だと思えます。と申しますのは、研修所に入ってからでも、中央大学出身者は連帯意識がない。

それは村田さんがおっしゃったように、お互いに打ち解け合って信頼しあってないままに合格してしまったところにあると思うのです。ですから、法学部がどうのこうのということではなくて、どういう大学をつくりたいのかという高い次元で大学に物を申していくことが大切だと思います。どの世界に進んでも自分は中央大学でこういういい先生方に学んで、こういういい人物と接触ができて、こういう素晴らしい友人がたくさんいるのだというような形で大学が成り立っていけば良いと思います。法律家を目指したわれわれにとって、法律の世界だけで生きていくわけではないのですから、大学に対する関係でいえば、開かれた自由な人物ができるような大学をつくっていくために、法曹会が大いに活躍し発言力を強め、大学を変えていく大きな力になっていただければ幸いだと思えます。

荻原 長時間にわたって有意義なお話を聞かせていただきましてありがとうございます。この辺で座談会を終了させていただきます。

